意見書案第　２１　号

治安維持法犠牲者に謝罪を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２５年３月２２日提出

提出者	長沼町議会議員	薮田　享
賛成者	〃	久保和英
〃	〃	中﨑正司
〃	〃	平井儀一
〃	〃	南部哲郎

長沼町議会議長　　駒谷広栄　　様

治安維持法犠牲者に謝罪を求める意見書

１９２５年に制定された治安維持法により、戦前の政治に異を唱えたことを理由に、多くの人たちが犠牲となりました。

わが国では戦後、治安維持法が人道に反する法律であるとして廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪となりました。

しかし、歴代政府は冤罪と認められた多くの人々に何ら謝罪をしていません。

治安維持法の制定から９０年を経過しようとしている今日、生存している犠牲となった人々はわずかとなっていますが、これらの人々の存命中に一日も早く政府による謝罪を実現することは、人道上当然の責務であり、再び戦争と誤った政治を許さない証しとなるものです。

よって、国会および政府におかれては、治安維持法犠牲者に対し一日も早く誠意ある謝罪をするよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２５年３月２２日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣

各　　通